

私は現在、公認会計士の資格を有しながらその業務の中心は大学での教員としての仕事です。同時に、若干ではあるが監査等の業務も行っています。さて、世間では公認会計士の資格は1回の国家試験に合格しさえすれば一生、その資格を取得し続けるものと理解されがちですが、実際は合格後も日本公認会計士協会が実施する「継続的専門教育制度（Continuing Professional Education）」（以下、「CPE」）を履修し続ける必要があります。ちなみに「CPE」

公認会計士試験制度の改革

とは、Continuing Professional Educationの頭文字をとったものであります。もともと歐米では導入されていた制度なのです。が、日本でも1992年4月からすべての公認会計士が「CPE」を履修し、毎年必要な単位数以上を履修することが義務付けられています。公認会計士法の第1条の2では、「公認会計士は、常に品位を保持し、その知識及び技能の修得に努め、独立した立場において公正かつ誠実にその業務を行わなければならない」とあり、その「知識及び技能の修得に努め」という部

会計士は合格後も「CPE」により、知識・技能のブラッシュアップを続けなければなりません。当然ですが、公認会計士として業務を行なっていくには資質の維持・能力の向上を図り、経済・監査環境の変化へ即座に対応していくことが必要であり、これができないればクライアントからも相手にされなくなります。これが最低限担保する為の制度が、この「CPE」制度なのです。

変化に即応した試験制度見直しを

たが、最近感じることは自分が会計士試験に合格した頃と取り巻く環境はもちらん、会計士として必要とされる知識・技能は大きく変わつてきています。実際に「CPE」の内容もそれなりに変化してきています。

しかしながら、その入り口となる会計士試験の内容は試験科目も含めてほとんど変化がありません。必要とされるのは現状の試験に見られるような規則の重箱の隅をついたような些末な知識なのでしょうか。今こそ、試験科目も含めた会計士試験制度の抜本的な改革が必要であるものと考えます。



愛知淑徳大学
ビジネス学部教授
篤前田

まえだ・あつし
監査論、会計実務。
慶應義塾大学経済学部
(現PWC)あらた有限責任監査法人
などを経て現職。
卒業。監査法人伊東会計事務所
1959年生まれ。

分を制度的に担保しているのが「CPE」なのです。CPE規則第26条では、「公認会計士は当該事業年度(4/1~3/31)を含む直前3事業年度で合計120単位以上のCPE単位を履修しなければならない」と規定されています。ここで「1単位」は1時間を意味し、「120単位以上」は120時間以上を意味しています。また、年間に(1年)では、最低20単位以上の履修を求めています。その具体的な内容は日本公